

(令和6年4月1日現在)

職員給与・退職手当の支給基準

1 職員の給与

(1) 給与の区分

職員の給与の区分は、次のとおりとする。

イ 基本給

(イ) 本俸

(ロ) グレード給

(ハ) 扶養手当

ロ 諸手当

(イ) 勤務地手当

(ロ) 通勤手当

(ハ) 寒冷地手当

(ニ) 住居手当

(ホ) 単身赴任手当

(ヘ) 在宅勤務等手当

(ト) 特別手当

ハ 超過勤務手当

(2) 基本給

イ 本俸

(イ) 本俸は月額とし、各職員の役割に応じて、バンド又は役割等級に照らして支給する。

本俸月額の基礎額及び上限額

(単位：円)

バンド	役割等級	基礎額	上限額
上級管理職	S III	672,610	
	S II	652,200	
	S I	633,020	
管理職	J II	565,900	
	J I	510,080	
上級業務職		417,520	507,280
業務職		258,430	468,520
事務職		初任本俸	354,900

(参考) 新卒採用者の初任本俸は 205,300 円

- (ロ) 60歳に達した日の属する月の翌月以降の職員の本俸については、原則各職員の役割に応じて、248,430円～455,100円とする。
- (ハ) 定年退職後、再雇用された職員（以下「再雇用職員」という。）の本俸については区分に応じて254,350円又は183,540円とする。
- (ニ) 雇用期間に定めのある職員（以下「契約職員」という。）の本俸については200,000～250,000円とする。
- (ホ) 労務職員の本俸については初号金額144,190～242,280円とし、勤務実績に応じて昇給する。

ロ グレード給

グレード給は月額とし、役割等級及び人事考課結果を勘案して支給する。

バンド	役割等級	支給額
上級管理職	S III	183,000円 ～ 147,000円
	S II	157,000円 ～ 97,000円
	S I	112,000円 ～ 60,000円
管理職	J II	144,000円 ～ 58,000円
	J I	130,000円 ～ 36,000円

ハ 扶養手当

扶養手当は国家公務員の扶養手当に準じて支給する。ただし、再雇用職員及び契約職員に対しては支給しない。

(3) 諸手当

イ 勤務地手当

勤務地手当は月額とし、次のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (イ) 表1に掲げる地域に所在する店舗に勤務している職員。
- (ロ) 勤務する店舗を異にして異動した場合又は勤務する店舗が移転した場合において、当該異動又は移転につき異動等の距離が60キロメートル以上である職員。(表2参照)

表1

地域 \ バンド	事務職	業務職	上級業務職	管理職	上級管理職
東京都特別区	18,000円	36,000円	45,000円	54,000円	63,000円
横浜市、川崎市、厚木市、大阪市及び守口市	14,400円	28,800円	36,000円	43,200円	50,400円
さいたま市、千葉市、八王子市及び名古屋市	13,500円	27,000円	33,750円	40,500円	47,250円

船橋市、立川市、吹田市及び神戸市	10,800円	21,600円	27,000円	32,400円	37,800円
水戸市、日立市、土浦市、松戸市、三鷹市、小田原市、四日市市、大津市、京都市、東大阪市、堺市、尼崎市、奈良市、広島市及び福岡市	9,000円	18,000円	22,500円	27,000円	31,500円
仙台市、宇都宮市、高崎市、川越市、越谷市、甲府市、静岡市、沼津市、岐阜市、岡崎市、津市、彦根市、泉佐野市、明石市、和歌山市及び高松市	5,400円	10,800円	13,500円	16,200円	18,900円
札幌市、前橋市、熊谷市、新潟市、長野市、松本市、伊那市、富山市、金沢市、福井市、多治見市、浜松市、豊橋市、一宮市、姫路市、岡山市、周南市、徳島市、北九州市及び長崎市	2,700円	5,400円	6,750円	8,100円	9,450円

表 2

異動等 距離	バンド	事務職	業務職	上級 業務職	管理職	上級 管理職
60キロメートル以上 300キロメートル未満		3,000円	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円
300キロメートル以上		6,000円	12,000円	15,000円	18,000円	21,000円

ロ 通勤手当

通勤手当は国家公務員の通勤手当に準じて支給する。

ハ 寒冷地手当

寒冷地手当は国家公務員の寒冷地手当に準じて支給する。ただし、再雇用職員及び契約職員に対しては支給しない。

ニ 住居手当

国家公務員の住居手当に準じて支給する。ただし、再雇用職員及び契約職員に対しては支給しない。

ホ 単身赴任手当

国家公務員の単身赴任手当に準じて支給する。ただし、契約職員に対しては支給しない。

ヘ 在宅勤務等手当

国家公務員の在宅勤務等手当に準じて支給する。

ト 特別手当

特別手当は、各人の役割や勤務成績等を勘案した上で支給する。

(4) 超過勤務手当

超過勤務手当は国家公務員の超過勤務手当に準じて支給する。

2 職員の退職手当

(1) 支給対象

退職手当は、職員（再雇用職員及び契約職員を除く。）が退職した場合又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合にはその遺族）に支給する。ただし、当該職員の在職期間が1年未満である場合（死亡等による場合を除く。）又は当該職員が懲戒処分を受け若しくは禁錮以上の刑に処せられたことにより退職させられた場合は支給しない。

(2) 支給額

退職手当の金額は、表3により付与されたポイントの合計数に、退職時のポイント単価を乗じて得た額とする。ただし、満57歳以上の職員については、原則ポイントの付与を行わないものとする。

表3

項目	付与ポイント数	備考
勤続ポイント	0～60	勤続期間に応じて毎年付与
バンドポイント	25～100	バンド又は役割等級に応じて毎年付与
特別加算ポイント	100～250	昇格時等に付与

(3) 増額

職務上特に功労のあった職員が退職した場合等においては、本俸の額にその100分の500以内の割合を乗じて得た額又は350ポイント以内でポイントを付与し、そのポイントに退職時のポイント単価を乗じて得た額を加算することができる。

(4) 減額

自己の都合により退職する場合等においては、退職手当の額から当該金額に 100 分の 50 以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

(注) 平成 29 年 12 月 8 日に成立した「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 79 号)」の趣旨を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じた引下げを行う。

以 上